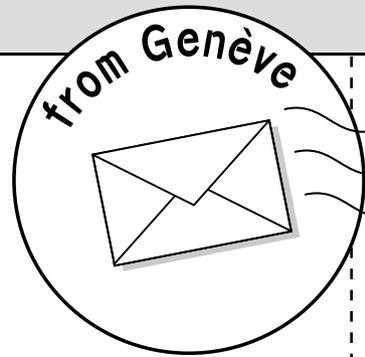


スイス各地の街を埋め尽くす女性スト参加者
写真：女性スト共通ウェブサイト (<https://greve-des-femmes.ch/>) より



ジュネーブ便り

第17回

インダストリアル本部造船・船舶解撤
ICT・電機・電子部門担当部長

松崎 寛

スイスで大規模な女性ストライキ 埋まらない男女格差への不満とストの効果



女性ストライキの
シンボルマーク

2019年6月14日、スイス各地において女性の権利向上・男女格差解消を訴える大規模なストライキが実施されました。スト参加者数はスイス労働組合連合(SGB)発表で50万人以上。女性ストとしては28年振り、規模の大きさでは1918年のゼネスト以来100年間のスイス労働運動のなかで最大規模のものとなりました。また女性閣僚であるシモネット・ソマルガ環境・運輸・エネルギー・通信相もデモ行進加わり、各国メディアが大々的に取り上げるなど大きな話題となりました。

2019年6月14日、スイス各地において女性の権利向上・男女格差解消を訴える大規模なストライキが実施されました。スト参加者数はスイス労働組合連合(SGB)発表で50万人以上。女性ストとしては28年振り、規模の大きさでは1918年のゼネスト以来100年間のスイス労働運動のなかで最大規模のものとなりました。また女性閣僚であるシモネット・ソマルガ環境・運輸・エネルギー・通信相もデモ行進加わり、各国メディアが大々的に取り上げるなど大きな話題となりました。

家であると思われがちですが、男女間格差や不平等指数はOECD諸国あるいはヨーロッパ諸国のなかでも平均より大きいと言われていきます。前回の女性ストから四半世紀以上、いまだに進まない女性の社会参画や男女間格差の解消など、本稿ではなぜ今回の大規模なストが発生し、どのような背景があるのか報告したいと思います。

スイスの女性が置かれている現状

スイスで男女平等に関する法律が施行されたのは1996年。しかし現在でも、様々な格差が根強く残っています。スイス連邦統計局のデータや各種報道をもとにいくつかの例を挙げてみると、

賃金格差…女性の平均月額賃金は男性に比べ公共部門で16%低く、民間セクターに至っては約20%低くなっている。

雇用形態格差…フルタイムで働く男性は82%、女性は41%。パートタイムで働く男性は11.2%、女性は44.6%。パートタイム女性比率はOECD諸国の中でオランダに次いで2番目に大きい。

役職・政治参加への格差…企業や機関、政府機関の上・中・下級管理職に就く女性の割合は約36%。OECD諸国中11位でメキシコ、イギリスより低い。また、スイスの国民議会(下院)200議席のうち女性は64議席の32%。OECD諸国中15位で、イタリア、イギリスよりも低い。

育児格差…女性には14週間の産後育児休業が法律により認められているが、男性の育児休業については法制度の規定がないため、結果的に産後育児は女性の負担となっている。

インダストリアルに加盟するスイス最大産別組合UNIAによると、こうした格差のほか、性的暴力や女性の貧困、移民女性の社会的統合などに不満を持つ女性も未だに多く存在していると分析しています。男女平等法施行から20年以上が過ぎても実質的に解消されない男女間格差や不平等・理不尽な社会に対し、職種・産業・文化の壁を超えて立ち上がった女性の運動の大きなうねりが今回の大規模ストに集約されています。

ストライキによって 変わりつつある情勢と社会

今回の女性ストライキの効果はすでに様々な場面で現れ始めています。本年度の賃金に関する団体交渉に関して、スイス労働組合連合(SGB)は2%の賃上げと、女性労働者はさらに50フラン(約5400円)引き上げるよう交渉基準として定め、賃金格差是正の手段として各種メディアは肯定的に大きく取り上げました。また今年6月21日、スイス・ジュネーブで開催された国際労働機関(ILO)総会において、「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する」第190号条約と第206号勧告が採択されました。

た。これは契約上の地位にかかわらず、あらゆる労働者及び従業員を暴力やハラスメントから保護することを目指すものです。ILO総会開催期間中かつ、この新条約・勧告採択の一週間前に行われた大規模な女性ストライキは、採択に難色を示していた一部の政府および経営者の態度を軟化させ、最終的には歴史的な新条約採択へと向かわせた重要な行動であったと言われています。

男性の育児休暇についても政治において変化が表れ始めています。スイス国民議会(下院)は7月11日、父親に2週間の育児休業を認める案を賛成多数で可決しました。この



スイス各地の街を埋め尽くす女性スト参加者
写真：女性スト共通ウェブサイト (<https://greve-des-femmes.ch/>) より

法案は長年の懸案事項であったため、今回の女性ストライキが確実に政治を動かした結果であると評価されています。これまで一部の企業のみが独自に認めてきた父親の育児休業は、すべての職場において法律で保障されることとなります。

また、多くの働く女性がストライキに参加したことにより、公共施設と一部企業の業務がストップしました。筆者の娘の公立小学校においても女性教員によるスト参加で休校となりました。担任の女性教員から女性ストライキの説明が事前にあったようで、子供たちなりに、ストとはなにか、女性の権利とはなにかを話し合う機会もあったようです。ヨーロッパで一番スト発生件数が少ないとされるスイスですが、政治も社会も変わらないときは、自ら立ち上がらなくてはならないということを目撃し体感できた子供たちにとって、将来の糧となるに違いありません。

世界経済フォーラム(WEF)の「世界ジェンダー・ギャップ・レポート(The Global Gender Gap Report) 2018」によると、日本の男女平等度は、世界149カ国のうち110位、経済・政治分野に限ってみると、世界最低レベルとなっています。

す。1986年に男女雇用機会均等法が施行され、その後改正・見直しが行われ、制度は国際レベルであるにも関わらず、適切な運用がなされていない日本。原則的に父親に1年間の育児休業が認められているにも関わらず、同休業を取得した男性はわずか5%という現実をみると、先述のWEFレポートの結果を認めざるを得ません。日本では政治に期待できない今こそ、労働者が立ち上がるべきではないのか。今回の女性ストライキを通じて深く考えさせられました。



松崎 寛 まつざき かん

1998年金属労協に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労使紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日から家族同伴でIMF本部(現インダストリアル)に赴任。現在の担当役職は、産業政策・多国籍企業政策グループの造船・船舶解撤/ICT・電機・電子部門担当部長。